

議案第92号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、マンションの建替えに関する建築物の容積率の特例の許可の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号及び1項を加える。

(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係の手数料別表第8

(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）関係の手数料 別表第9

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかの規定による申出に係る計画が、建築基準法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合は、同項第5号、第7号又は第9号に定める手数料の金額に、それぞれ別表第10に定める手数料の金額に100分の108を乗じて得た金額を加算するものとする。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）

別表第1 1の項ただし書及び各号を削り、同表4の項から8の項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表9の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表10の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第18条第22項」を「第18条第24項」に、「承認（法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は第18条第14項の規定に基づく完了の通知による申請が受理された後の承認を除く。）」を「認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表備考第1項第1号中「（構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積とする。）」を削り、同項第2号中「とし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」を削り、同項第3号及び第4号中「（構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積とする。）」を削り、同表備考中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

別表第5 1の項第1号中「60,000円」を「59,000円」に、「, 8,100円」を「7,900円、同法による住宅性能評価書（以下単に「住宅性能評価書」という。）を添付して申請した場合については20,000円」に改め、同項第2号ア中「143,000円」を「140,000円」に、「, 16,000円」を「15,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については75,000円」に改め、同号イ中「229,000円」を「224,000円」に、「, 28,000円」を「28,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については120,000円」に改め、同号ウ中「452,000円」を「444,000円」に、「, 41,000円」を「40,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については227,000円」に改め、同号エ中「810,000円」を「795,000円」に、「, 77,000円」を「75,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については389,000円」に改め、同号オ中「1,394,000円」を「1,368,000円」に、「, 133,000円」を「130,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については598,000円」に改め、同号カ中「2,579,000円」を「2,531,000円」に、「, 219,000円」を「215,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については1,090,000円」に改め、同号キ中「3,685,000円」を「3,617,000円」に、「, 270,000円」を「265,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については1,486,000円」に改め、同号ク中「4,514,000円」を「4,431,000円」に、「, 288,000円」を「282,000円、住宅性能評価書を添付して申請した場合については1,798,000円」に改め、同表3の項及び4の項中「2,700円」を「2,600円」に改め、同表備考後段を削る。

別表第7 備考後段を削り、同表の次に次の3表を加える。

別表第8

事 務	名 称	金 額
マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンション建替えに関する建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円

別表第9

事 務	名 称	金 額
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査	適合通知の申出手数料	申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第1の1の項から3の項までに規定する手数料の金額を合計した金額

別表第10

名 称	金 額
構造計算適合性判定に準じた審査手数料	(1) 次に掲げる構造計算適合性判定に準じた審査を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、建築物1棟につきそれぞれにおいて定める額（(2)に掲げる場合を除く。） ア 1,000平方メートル以内のもの 175,000円（限界耐力計算等の場合は、207,000円） イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 230,000円（限界耐力計算等の場合は、277,000円） ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 262,000円（限界耐力計算等の場合は、316,000円） エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 345,000円（限界耐力計算等の場合は、421,000円）

	<p>オ 50,000平方メートルを超えるもの 625,000円（限界耐力計算等の場合は、 774,000円）</p> <p>(2) 建築基準法（以下この表において「法」という。）第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられた建築物の場合は、次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、建築物1棟につきそれぞれにおいて定める額</p> <p>ア 1,000平方メートル以内のもの 122,000円（限界耐力計算等の場合は、 143,000円）</p> <p>イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 150,000円（限界耐力計算等の場合は、177,000円）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 164,000円（限界耐力計算等の場合は、195,000円）</p> <p>エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 205,000円（限界耐力計算等の場合は、247,000円）</p> <p>オ 50,000平方メートルを超えるもの 344,000円（限界耐力計算等の場合は、 422,000円）</p>
--	---

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、建築物に係る構造計算を要する部分の床面積について算定する。
- 2 この表に掲げる1棟について、法第20条第2項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分である場合にあっては、当該建築物の部分をもって1棟とする。
- 3 この表の限界耐力計算等の場合は、建築基準法施行令第82条の5に規定する限界耐力計算及び同令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち、福岡県知事が告示するものによって構造計算が行われた建築物の場合とする。

4 この表に掲げる手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定、別表第1の改正規定、別表第5備考後段を削る改正規定、別表第7備考後段を削る改正規定及び別表第7の次に3表を加える改正規定（別表第10に係る部分に限る。）は、平成27年6月1日から施行する。